

令和3年度世界農業遺産「清流長良川の鮎」長良川システムサポーター育成事業企画・運營業務委託プロポーザル募集要項

第1 趣旨

世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保存・活用・継承に関わる実践者や意欲のある若手を対象に、自らの生業や取り組み、生活と世界農業遺産「清流長良川の鮎」の関連性を包括的に理解し、発信できる人材を育成するための研修会を通して、実践者や若者のネットワークを作ること、それぞれの取組みを活性化するとともに、ふるさと教育やワークショップでの講師や各流域でのガイドとして発信する人材を世界農業遺産「清流長良川の鮎」長良川システムサポーターとして育成することを目的とする。

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会（以下「協議会」という。）では、本事業の実施にあたり、より効率的・効果的に行うための提案を募集します。

第2 募集の内容

1 委託業務名

令和3年度世界農業遺産「清流長良川の鮎」長良川システムサポーター育成事業企画・運營業務委託

2 業務内容等

別添「業務委託仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和4年1月31日までの間

4 委託費の上限

2,866,282円（消費税及び地方消費税込み）

※ 当該上限額を超える見積額の提案は選定対象外とします。

第3 応募に係る事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本業務委託を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動法人（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であって、以下の（1）から（7）までの要件を満たすものとします。

- (1) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に搭載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (6) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (7) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

※なお、共同体で参加する場合にあつては、以下の条件を満たすものとします。

- (ア) 代表者は、構成員のうち出資比率が最大であること。
- (イ) すべての構成員が、上記（1）～（7）のすべての条件を満たしていること。

2 企画提案書の作成

以下の（1）から（3）の項目について、事業の企画を、様式 4 に沿って作成し

てください。企画提案書の様式等は、日本工業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。なお、企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(1) 事業の実施方針

- ① 認定地域（岐阜市、関市、美濃市、郡上市）の里川文化を担う人材育成の現状、課題
- ② 本事業で習得すべき内容

(2) 事業の実施計画

- ① 参加者募集に関する提案
 - ア 参加者募集の手法
- ② 全体研修に関する提案
 - ア 実施内容
 - イ 講師
 - ウ 認定済の流域の担い手の活用方法
- ③ 分科研修に関する提案
 - ア 実施内容
 - イ 講師
 - ウ 認定済の流域の担い手の活用方法
- ④ 既認定者を含む修了者のネットワークに関する提案
 - ア 修了者のネットワーク化及び運用手法

(3) 業務の実施体制

- ① 提案者の人員体制、能力実績等
※ 本事業に類する事業の実施実績（事業を実施するうえで、他の法人と比較した優位性等）があれば記載してください。
- ② 業務実施責任者、実施担当者の知識・経験・資格等

3 応募の手続等

(1) スケジュール

- ① 募集要項等の公表・配布
令和3年3月23日（火）～ 令和3年4月16日（金）
- ② 募集要項等に関する質問
令和3年3月23日（火）～ 令和3年4月16日（金）
- ③ プロポーザル参加申込受付期間
令和3年3月23日（火）～ 令和3年4月16日（金）
- ④ 企画提案書の受付期間
令和3年3月23日（火）～ 令和3年4月23日（金）
- ⑤ プロポーザル評価会議

令和3年5月中旬 [予定]

⑥ 選定結果の通知・公表

令和3年5月中旬 [予定]

(2) 募集要項等の公表・配布及び関係資料の閲覧

① 配布日時

令和3年3月23日(火)～令和3年4月16日(金)

平日の午前8時30分～午後5時15分

② 配布場所

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事務局(以下「事務局」という。)

(岐阜県農政部里川振興課里川振興係)

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁8階

※ 募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下に掲示します。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11428/>)

※ 郵便等での配布は行いません。

(3) 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

令和3年3月23日(火)～令和3年4月16日(金)

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(様式1)を事務局あてにファックス又は電子メールにファイル(形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。

※ 提出後は、後記の提出先に確認の電話をしてください。

※ 電子メール送信の際は、件名に『世界農業遺産「清流長良川の鮎」長良川システムサポーター育成事業企画・運營業務委託に係る質問』と記した上で送信してください。

FAX: 058-278-2695

電子メールアドレス: c11428@pref.gifu.lg.jp

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下にて公開します。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11428/>)

(4) プロポーザル参加申込受付

① 受付期間

令和3年3月23日(火)～令和3年4月16日(金)

② 提出方法

参加希望者は、プロポーザル申込書(様式2)を、事務局まで持参又は郵送

により提出してください。

※ 持参による受付は、平日の午前8時30分～午後5時15分です。

※ 郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、令和3年4月16日（金）必着となるように送付してください。また、後記の提出先に確認の電話をしてください。

(5) 企画提案書等類の受付

① 受付期間

令和3年3月23日（火）～ 令和3年4月23日（金）

② 提出書類

以下の書類を提出してください。

ア 企画提案書（様式3）

イ 見積書（様式4）

ウ 法人に関する書類

（ア）法人等概要書（様式5）

（イ）履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）

（ウ）直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益決算書又はこれらに類するもの（団体の場合は、同様の内容がわかる資料）

エ 誓約書（様式6）

オ 共同体構成員表（共同体で参加申込みする場合）（様式7）

カ 共同体協定書の写し（共同体で参加申込みする場合）（様式8）

※ 協議会が必要と認めるときは、追加資料を求める場合があります。

③ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

④ 提出方法

事務局あてに持参又は郵送により提出してください。

※ 持参による受付は、平日の午前8時30分～午後5時15分です。

※ 郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、令和3年4月23日（金）必着となるように送付してください。また、後記の提出先に確認の電話をしてください。

(6) 参加に際しての注意事項

① 失格（無効）事由

以下のいずれか事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められ場合

- オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- キ 最優秀提案者の選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書等の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全てプロポーザル参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ プロポーザル参加者は、企画提案書等の提出をもって、募集要項及び別添「業務委託仕様書」の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年条例第56号)に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の午後3時までに、プロポーザル参加辞退届（様式9）を事務局に持参又は郵送により提出してください。

※ 郵送の場合は、後記の提出先に確認の電話をしてください。

(7) 見積書作成にあたっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方に地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

第4 提案評価に係る事項

1 評価方法

提案者からの企画の評価は、事務局が別に定める構成員により組織された『世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会プロポーザル評価会議』（以下、「評価会議」という。）が行います。

2 評価会議

開催日時：令和3年5月中旬〔予定〕

開催場所：岐阜県庁内会議室

企画提案の所要時間（1提案者あたり）

- ・プレゼンテーション 15分間以内
- ・評価会議構成員からの質疑 15分間程度

注意事項：

- ・開催日時及び開催場所、プレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ・評価会議の参加人数は、1提案者あたり2名までとします。
- ・プロポーザル参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。
- ・評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・プロジェクターなどを使用することはできません。

3 評価項目及び評価基準

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

第5 選定に係る事項

1 最優秀提案者の選定

別表「評価項目及び評価基準」に基づき、評価会議において評価を行い、最優秀提案者を選定します。

2 選定結果の通知及び公表

最優秀提案者を選定後、速やかにプロポーザル参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11428/>)

- (1) 最優秀提案者の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点（得点順） ※ ただし、提案者が2者の場合は公表しない。

- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名

第6 契約の締結

選定した最優秀提案者と事務局とが協議し、委託業務に係る仕様書を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、最優秀提案者と事務局との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとします。

第7 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最終提案者と契約を締結しないものとします。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（岐阜県庁8階）

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事務局

（岐阜県農政部里川振興課 里川振興係）

TEL：058-272-8455（直通）

FAX：058-278-2695

電子メールアドレス：c11428@pref.gifu.lg.jp

別表

評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、評価会議の構成員の点数の合計により算出する。

評価項目・評価基準						配点	
1. 業務の実施方針に関する評価（20点）		20点	16点	12点	8点	4点	
(1)	認定地域の里川文化を担う人材育成の現状、課題を理解したうえで、本事業で実施すべき内容が明確になっているか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	点/20点
2. 業務の実施計画に関する評価（40点）		10点	8点	6点	4点	2点	
(1)	参加者の募集対象は事業趣旨に合致しているか。また、その手法は効率的であるか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	点/10点
(2)	研修計画において、全体研修と分科研修は、バランスよく組まれているか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	点/10点
(3)	研修内容は、事業趣旨に沿った内容でかつ効果的であるか。また、研修講師は、事業目的を満たす人選となっているか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	点/10点
(4)	研修実施会場等は、参加者が参加しやすく、設備は整っているか。また、スケジュールは、本業務の提案内容を踏まえた適正な内容になっているか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	点/10点
(5)	認定済の流域の担い手の活用方法は、事業趣旨に沿いつつ効果的であるか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	点/10点
(6)	修了者のネットワーク化及び運用手法は、取組みの活性化につながるか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	点/10点
						小計	点/80点
3. 業務の実施体制等に関する評価（20点）		10点	8点	6点	4点	2点	
(1)	業務実施責任者は、責任者として必要な知識、経験、資格等を有し、指導・監督能力の高い者であるか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	点/10点
(2)	価格の点で優れた提案となっているか。また、事業費の積算は妥当か。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	点/10点
						小計	点/20点
						合計	点/100点